
目安箱への投稿

■ 日付：2024/6/10

■ 件名：新技術活用について

■ ご意見・お問い合わせ

新技術を活用する際、特記仕様書には以下の記載があります。

1. 『…監督職員に報告を行い、活用ができるものとする。』
5. 『…入力したデータを監督職員に提出するものとする。』

新技術情報提供システム(NETIS)では、監督職員に登録されている技術を使用する際にIDを発行してもらい、承認（報告）を受け、システム内で登録（提出）することが求められています。現在、特記事項により『報告・提出』を別途【打合せ簿】にて提出しています。

上記すべての処理がシステム内で完結できることから、特記内容の見直しを提案します。

■ 回答

新技術活用の手続きについては、令和4年度よりオンラインでの活用申請・報告が可能となったところですが、活用する新技術や、その活用結果については、現時点では、工事関係書類の一部として「書面」にて整理・保管することとなっているため、ご協力をお願いします。

なお、ご指摘の点は、書類作成の省力化の観点から重要と考えており、NETIS開発担当地整や本省とも情報共有の上、見直しを検討してまいります。